

日本橋ふくしま館イベントゾーンにおける催事代行要綱

(目的)

第1条 首都圏情報発信拠点としての日本橋ふくしま館は市町村等による観光・物産プロモーション等の多様なイベントの開催も役割のひとつであるが、コロナ禍における都道府県を跨いだ往来自粛等の影響を受け、イベントの開催機会が激減しており、PR機会が減少している市町村等の支援を目的とし、時限により実施する。

(申請者及び運営者)

第2条 この要綱において、「申請者」とは日本橋ふくしま館に催事代行を申し込む者を言い、「運営者」とは公益財団法人福島県観光物産交流協会とする。

(イベントゾーン)

第3条 本事業で使用できるイベントゾーンは「催事コーナー」とする。

(催事代行期間)

第4条 イベントゾーンにおける催事代行期間は原則として7日間以内とし、別途協議の上決定する。

(利用申請)

第5条 催事代行事業の申請者は、福島県及び福島県内の市町村、観光協会・農商工団体の公益的又は公共的団体とする。

- 2 催事代行事業を利用しようとするものは、事前に電話等で日程調整の上、実施希望日の10日前までに別紙様式「日本橋ふくしま館イベントゾーンにおける催事代行事業申込書」により運営者に対し申請するものとする。
- 3 運営者は前項に定める申請書の内容が、利用資格や販売商品が適正と認める場合、申請を許可するものとする。

(販売方法・手数料等の条件)

第6条 申請者は、商品及び販売促進ツール（POPや法被など）を申請者の負担により日本橋ふくしま館に搬入するものとする。

- 2 催事代行に係る運営者の手数料は売上金の10%とする。また、商品にバーコードの貼付が必要な場合の発行代は1枚1円とする。
- 3 運営者は催事代行者として、商品のPR及び販売促進に努めるが、期間中に売れ残りが生じた場合は申請者へ返送するものとし、係る費用は申請者の負担とする。
- 4 運営者は、売上金の中から手数料及びバーコード発行代等を相殺した上で、月締め翌20日指定口座に振り込むものとする。振込みに係る手数料は申請者の負担とする。

附則

この要綱は令和3年8月1日から施行することとするが、コロナ禍の収束により福島県と都内との往来に支障がなくなり、通常どおりの催事出展が継続的に可能になると認められる場合を終期とするため、予告なく廃止することがある。